

旭川医科大学地域共生医育統合センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学地域共生医育統合センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学地域共生医育統合センター規程（令和元年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>旭川医科大学<u>地域共生医育センター</u>規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条第2項の規定に基づき、旭川医科大学<u>地域共生医育センター</u>（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、医師養成に係る入学から卒後の専門医取得に至る教育指導<u>及び地域医療医育成</u>に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 入学センター等との連携に関すること。</p> <p>(2) 国、地方自治体及び地域医療機関との連携及び調整に関すること。</p>	<p>旭川医科大学<u>地域共生医育統合センター</u>規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条第2項の規定に基づき、旭川医科大学<u>地域共生医育統合センター</u>（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、医師養成に係る入学から卒後の専門医取得に至る教育指導に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 入学センター等との連携に関すること。</p> <p>(2) 国、地方自治体及び地域医療機関との連携及び調整に関すること。</p>

(3) 医学科卒業生への卒後のフォローアップに関すること。

(4) 地域の医療ニーズに関する調査・研究に関すること。

(削除)

(削除)

(5) 地域の医療ニーズに応えた地域医療医育成に関すること。(新設)

(6) 地域医療医のキャリア形成支援に関すること。(新設)

(略)

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、旭川医科大学地域共生医育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

地域共生医育統合センターの改称に伴い、所要の改正を行うものである。

(3) 医学科卒業生への卒後のフォローアップに関すること。

(4) 地域の医療ニーズに関する調査・研究に関すること。

(5) 医育機関としての将来像の企画・立案に関すること。

(6) その他医師養成に関すること。

(略)

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、旭川医科大学地域共生医育統合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(略)